●ばいじん除去の実施状況と措置
ばいじん、燃え殻の除去
営業日の毎週土曜日午前中に実施(休業日の場合はその前日)

ばいじんの除去を行った日

平成29年	1月7日	〇
	1月14日	〇
	1月21日	〇
	1月28日	〇
	2月4日	〇
	2月10日	〇
	2月18日	〇
	2月25日	〇
	3月4日	〇
	3月11日	〇
	3月18日	〇
	3月25日	〇
	4月1日	〇
	4月8日	〇
	4月15日	〇
	4月22日	〇
	4月28日	〇
	5月6日	〇
	5月13日	〇
	5月20日	〇
	5月27日	〇
	6月3日	〇
	6月10日	〇
	6月17日	〇
	6月24日	〇
	7月1日	〇
	7月8日	〇
	7月15日	〇
	7月22日	〇
	7月29日	〇
	8月5日	〇
	8月12日	〇
	8月19日	〇
	8月26日	〇
	9月2日	〇
	9月9日	〇
	9月16日	〇
	9月22日	〇
	9月30日	〇
	10月7日	〇
	10月14日	〇
	10月21日	〇
	10月28日	〇
	11月4日	〇
	11月11日	〇
	11月18日	〇
	11月25日	〇
	12月2日	〇
	12月9日	〇
	12月16日	〇
	12月22日	〇
	12月30日	—

平成30年	1月6日	○
	1月13日	○
	1月20日	○
	1月27日	○
	2月3日	○
	2月10日	○
	2月17日	○
	2月24日	○
	3月3日	○
	3月10日	○
	3月17日	○
	3月24日	○
	3月31日	○
	4月7日	○
	4月14日	○
	4月21日	○
	4月28日	○
	5月5日	○
	5月12日	○
	5月19日	○
	5月26日	○
	6月2日	○
	6月9日	○
	6月16日	○
	6月23日	○
	6月30日	○
	7月7日	○
	7月14日	○
	7月21日	○
	7月28日	○
	8月4日	○
	8月11日	○
	8月18日	○
	8月25日	○
	9月1日	○
	9月8日	○
	9月15日	○
	9月22日	○
	9月29日	○
	10月6日	○
	10月13日	○
	10月20日	○
	10月27日	○
	11月3日	○
	11月10日	○
	11月17日	○
	11月24日	○
	12月1日	○
	12月8日	○
	12月15日	○
	12月22日	○
	12月29日	—

平成31年	1月5日	○
	1月12日	○
	1月19日	○
	1月26日	○
	2月2日	○
	2月9日	○
	2月16日	○
	2月23日	○
	3月2日	○
	3月9日	○
	3月16日	○
	3月23日	○
	3月30日	○
	4月6日	○
	4月13日	○
	4月20日	○
	4月27日	—
令和元年	5月4日	—
	5月11日	○
	5月18日	○
	5月25日	○
	6月1日	○
	6月8日	○
	6月15日	○
	6月22日	○
	6月29日	○
	7月6日	○
	7月13日	○
	7月20日	○
	7月27日	○
	8月3日	○
	8月10日	○
	8月17日	○
	8月24日	○
	8月31日	○
	9月7日	○
	9月14日	○
	9月21日	○
	9月28日	○
	10月5日	○
	10月12日	○
	10月19日	○
	10月26日	○
	11月2日	○
	11月9日	○
	11月16日	○
	11月22日	○
	11月30日	○
	12月7日	○
	12月14日	○
	12月21日	○
	12月27日	—

令和2年	1月4日	—
	1月11日	○
	1月18日	○
	1月25日	○
	2月1日	○
	2月8日	○
	2月15日	○
	2月22日	○
	3月1日	○
	3月8日	○
	3月15日	○
	3月22日	○
	3月29日	○
	4月5日	○
	4月12日	○
	4月19日	○
	4月26日	○
	5月3日	○
	5月10日	○
	5月17日	○
	5月24日	○
	5月31日	○
	6月7日	○
	6月14日	○
	6月21日	○
	6月28日	○
	7月5日	○
	7月12日	○
	7月19日	○
	7月26日	○
	8月2日	○
	8月9日	○
	8月16日	○
	8月23日	○
	8月30日	○
	9月6日	
	9月13日	
	9月20日	
	9月27日	
	10月4日	
	10月11日	
	10月18日	
	10月25日	
	11月1日	
	11月8日	
	11月15日	
	11月22日	
	11月29日	
	12月6日	
	12月13日	
	12月20日	
	12月27日	

更新日: 令和2年9月1日

様式5　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　T-01- 200274　号

計　量　証　明　書

2020 年 9 月 1 日

株式会社　研木村
リサイクルセンター　　　　御中

計量証明事業者
イビデンエンジニアリング株式会社
〒503-0917　岐阜県大垣市神田町2丁目1番地

計量証明事業所
[登録番号]　岐阜県知事登録　濃度第3号
[区　　分]　濃度に係る計量証明の事業
イビデンエンジニアリング株式会社
環境技術事業部
〒503-0973　岐阜県大垣市木戸町1122番地
TEL　(0584)75-3238　FAX　(0584)75-3239

環境計量士（第7496号）　武　仲　昭　彦

ご依頼のありました濃度に係る計量の結果を下記の通り証明します。

施設名　木屑焼却炉　　　　測定年月日　2020 年 8 月 21 日

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果
ばいじん濃度	JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方法	g/m^3	0.076
	※酸素換算　12　%換算値	g/m^3	0.15
硫黄酸化物濃度	JIS K 0103 附属書JC(規定) イオンクロマトグラフ同時分析法	vol ppm	3.6
窒素酸化物濃度	JIS K 0104-7.3 イオンクロマトグラフ法	vol ppm	97
	※酸素換算　12　%換算値	vol ppm	190
塩化水素濃度	JIS K 0103 附属書JC(規定) イオンクロマトグラフ同時分析法	mg/m^3	11
	※酸素換算　12　%換算値	mg/m^3	23
酸素濃度	JIS K 0301-7.1 ガス吸収法(オルザット式)	vol %	16.6

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
*****

備考
※の対象は、計量法第107条の計量対象外です。

様式第6(第8条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

都 道 府 県 知 事
市　　　　　　　　長 様

2020 年　3 月　26 日

報告者
住所　岐阜県大垣市新田町五丁目22番地
株式会社　斫木村
氏名　代表取締役　木村　順一
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出ガス量(m^3N/h)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m3N)	試料採取者	分析者	備考
2020年2月27日 08:15～12:15	(湿り)20300 (乾き)17000	16.6	採取口	1号焼却炉	2020年3月23日	4.2	イビデンエンジニアリング 株式会社	株式会社 日吉	1

表2 排出水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(pg-TEQ/ L)	採水者	分析者	備考
	名　称	排水量(m3/日)						

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/ g)	試料採取者	分析者	備考
2020年3月6日 07:00～07:03	焼却灰	採取口	1号焼却炉	2020年3月23日	零	株式会社 斫木村	株式会社 日吉	2
2020年3月6日 07:03～07:05	ばいじん	採取口	1号焼却炉	2020年3月23日	零	株式会社 斫木村	株式会社 日吉	3

備考1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
5 排出ガスにあっては表1、排出水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること
6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
8 表3の試料の種別としては、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
9 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

別紙2

規則第3条第2項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	測定量（毒性等量）	備考
1	環境省 平成17年告示第 92 号 第 1 の 1	19	0.048	0.024	4.2	
2	環境省 平成17年告示第 92 号 第 1 の 1	(0.0051)	0.0076	0.0038	零	
3	環境省 平成17年告示第 92 号 第 1 の 1	(0.0075)	0.0077	0.0039	零	

備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m^3N（毒性等量にあっては、ng-TEQ/m^3N。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/g（毒性等量にあっては、ng-TEQ/g。）とする。
2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること
4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは"N.D."と記載すること。
6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

分析結果報告書

第 T-11-190237 号

2020 年 3 月 13 日

計量証明事業者
イビデンエンジニアリング株式会社
〒503-0917 岐阜県大垣市神田町２丁目１番地

株式会社 斫木村 御中

計量証明事業所
岐阜県知事登録 濃度第３号
岐阜県知事登録 騒音第１号
岐阜県知事登録 振動第２号
イビデンエンジニアリング株式会社
環境技術事業部
〒503-0973 岐阜県大垣市木戸町 1122 番地
TEL (0584)75-3238 FAX (0584)75-3239

環境計量士（第 7496 号） 武 仲 昭 彦

2020 年２月 27 日付でご依頼のありました試料について分析した結果は下記の通りです。

件 名	排ガス中の水銀濃度測定

試料名 ＼ 項 目	測定時刻	実測濃度（μg/m³）	※酸素換算濃度（μg/m³）	測定時の平均酸素濃度(%)
１号焼却炉 粒子状水銀	9:49～11:19	0.087	0.18	16.7
１号焼却炉 ガス状水銀	9:49～11:29	6.6	13	16.6

※ 酸素換算濃度は、酸素 12 %換算値です。

測定日 ：2020 年２月 27 日

分析方法：JIS Z 8808 捕集-湿式酸分解-還元気化-原子吸光法（粒子状水銀）
湿式吸収-還元気化-原子吸光法（ガス状水銀）

水 銀 濃 度 測 定 記 録

1号焼却炉
JIS Z 8808捕集-湿式酸分解-還元気化-原子吸光法 (粒子状水銀)
湿式吸収-還元気化-原子吸光法 (ガス状水銀)

				1号焼却炉 (粒子状水銀)	1号焼却炉 (ガス状水銀:前段)	1号焼却炉 (ガス状水銀:後段)
測 定 時 刻				9:49 ～ 11:19	9:49 ～ 11:29	9:49 ～ 11:29
測 定 点				2	2	2
乾式ガスメーター	吸引ガス量	V	l	1017.0	100.0	100.0
	ガスメーター温度	t	℃	11.8	12.0	12.0
	大気圧	Pa	kPa	102.1	102.1	102.1
	ガスメーター圧力	Pm	kPa	0.65	0.10	0.10
	t℃の飽和水蒸気圧	Pv	kPa	－	－	－
	0℃、101.3kPaの乾きガス量	Vs	l	989	96.6	96.6
分析	試料溶液の体積	v	ml	200	200	200
	分取した試料溶液の体積	v_1	ml	5	0.5	5
	検量線から求めた水銀の質量	A	ng	2.1657	1.6091	0.0712
	水銀濃度 (実測)	Cs	$\mu g/m^3$	0.087	6.6	0.04 未満
	換算酸素濃度	On	%	12		
	実測酸素濃度	Os	vol%	16.7	16.6	
	水銀濃度 (換算)	C	$\mu g/m^3$	0.18	13	
	全水銀濃度 (換算)	$\bar{C}'$	$\mu g/m^3$	13		

《計算式》

補正ガス採取量
(標準状態)

$$Vs = V \times \frac{273.15}{273.15 + t} \times \frac{Pa + Pm - Pv}{101.32} \quad (l)$$

※乾式ガスメーターの場合はPvの項を除外して計算します。

水銀濃度(実測)

$$Cs = A \times \frac{v}{v_1} \times \frac{1}{Vs} \quad (\mu g/m^3)$$

水銀濃度(換算)

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs \quad (\mu g/m^3)$$

※実測酸素濃度が20%を超える場合は、Os=20とし換算します。

全水銀濃度(換算)

$$\bar{C}' = C(\text{粒子状水銀}) + C(\text{ガス状水銀}) \quad (\mu g/m^3)$$

様式第７の２（第１６条の１２関係）

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名　イビデンエンジニアリング株式会社
測定箇所　　　株式会社 研木村　　　　　　　1号焼却炉

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	備考
全水銀		(μg/N m^3)	13	2020 年 2 月 27 日 9:49 ～ 11:29	
ガス状水銀	Cs	(μg/N m^3)	6.6	2020 年 2 月 27 日 9:49 ～ 11:29	検出下限値：0.04 定量下限値：0.12
	C	(μg/N m^3)	13	2020 年 2 月 27 日 9:49 ～ 11:29	排出ガス量(乾き) 17000 m^3/h
	酸素濃度	(%)	16.6	2020 年 2 月 27 日 9:49 ～ 11:29	
粒子状水銀	Cs	(μg/N m^3)	0.087	2020 年 2 月 27 日 9:49 ～ 11:19	検出下限値：0.008 定量下限値：0.020
	C	(μg/N m^3)	0.18	2020 年 2 月 27 日 9:49 ～ 11:19	
	酸素濃度	(%)	16.7	2020 年 2 月 27 日 9:49 ～ 11:19	

備考　1　Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。

2　ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状J水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。

3　酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

4　ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

様式5　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　T-01- 190289　号

計　量　証　明　書

2019 年 9 月 6 日

株式会社 斫木村
リサイクルセンター　　　　御中

計量証明事業者
イビデンエンジニアリング株式会社
〒503-0917 岐阜県大垣市神田町2丁目1番地

計量証明事業所
[登録番号]　岐阜県知事登録 濃度第3号
[区　　分]　濃度に係る計量証明の事業
イビデンエンジニアリング株式会社
環境技術事業部
〒503-0973 岐阜県大垣市木戸町1122番地
TEL (0584)75-3238　FAX (0584)75-3239

環境計量士（第7496号）　武 仲 昭 彦

ご依頼のありました濃度に係る計量の結果を下記の通り証明します。

施設名　　木屑焼却炉　　　　　　　測定年月日 2019 年 8 月 26 日

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果
ばいじん濃度	JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方法	g/m^3	0.058
	※酸素換算 12 %換算値	g/m^3	0.11
硫黄酸化物濃度	JIS K 0103 附属書JC(規定) イオンクロマトグラフ同時分析法	vol ppm	1.0 未満
窒素酸化物濃度	JIS K 0104-7.3 イオンクロマトグラフ法	vol ppm	45
	※酸素換算 12 %換算値	vol ppm	89
塩化水素濃度	JIS K 0103 附属書JC(規定) イオンクロマトグラフ同時分析法	mg/m^3	7.2
	※酸素換算 12 %換算値	mg/m^3	14
酸素濃度	JIS K 0301-7.1 ガス吸収法(オルザット式)	vol %	16.5

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
*****

備考
※の対象は、計量法第107条の計量対象外です。

様式5

第　T-01- 180745　号

計　量　証　明　書

2019 年 4 月 3 日

株式会社 研木村
リサイクルセンター　　御中

計量証明事業者
イビデンエンジニアリング株式会社
〒503-0917 岐阜県大垣市神田町2丁目1番地

計量証明事業所
[登録番号]　岐阜県知事登録 濃度第3号
[区　　分]　濃度に係る計量証明の事業
イビデンエンジニアリング株式会社
環境技術事業部
〒503-0973 岐阜県大垣市木戸町[illegible]22番地
TEL (0584)75-32[illegible]　FAX (0584)75-3239

環境計量士（第7496号）　武　仲　昭　彦

ご依頼のありました濃度に係る計量の結果を下記の通り証明します。

施設名　木屑焼却炉　　測定年月日 2019 年 3 月 27 日

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果
ばいじん濃度	JIS Z 8808 排ガス中のダスト濃度の測定方法	g/m^3	0.044
	※酸素換算 12 %換算値	g/m^3	0.11
酸素濃度	JIS K 0301-7.1 ガス吸収法(オルザット式)	vol %	17.6

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
*****

備考
※の対象は、計量法第107条の計量対象外です。

分 析 結 果 報 告 書

第　T-11-180190 号

平成 31 年 3 月 7 日

計量証明事業者
イビデンエンジニアリング株式会社
〒503-0917　岐阜県大垣市神田町 2 丁目 1 番地
計量証明事業所
岐阜県知事登録　濃度第 3 号
岐阜県知事登録　騒音第 1 号
岐阜県知事登録　振動第 2 号
イビデンエンジニアリング株式会社
環境技術事業部
〒503-0973　岐阜県大垣市木戸町 1122 番地
TEL (0584)75-3238　FAX (0584)75-3239

環境計量士（第 7496 号）　武 仲 昭 彦

株式会社　斫木村　御中

平成 31 年 2 月 26 日付でご依頼のありました試料について分析した結果は下記の通りです。

件　名	排ガス中の水銀濃度測定

試料名 ＼ 項　目	測定時刻	実測濃度 (μg/m³)	※酸素換算濃度 (μg/m³)	測定時の平均酸素濃度 (%)
1 号焼却炉　粒子状水銀	9:10～10:36	0.10	0.13	13.9
1 号焼却炉　ガス状水銀	9:10～10:50	2.1	2.7	13.9

※　酸素換算濃度は、酸素 12 %換算値です。

測定日　：平成 31 年 2 月 26 日

分析方法：JIS Z 8808 捕集-湿式酸分解-還元気化-原子吸光法（粒子状水銀）
　　　　　湿式吸収-還元気化-原子吸光法（ガス状水銀）

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

都　道　府　県　知　事
市　　　　　　　　長様

2019 年　3 月　26 日

報告者　住所　岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
株式会社　研　木　村
氏名　代表取締役　木村順一
（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します

表1　排出ガス

採取年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	排出ガス量（m^3N/h）	排出ガス中の酸素濃度（%）	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（ng-TEQ/m3N）	試料採取者	分析者	備考
平成30年2月27日 8:15 ～ 12:15	（湿り）14500 （乾き）12000	12.8	採取口	1号焼却炉	平成30年3月15日	0.77	イビデンエンジニアリング 株式会社	株式会社 日吉	1

表2　排出水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（pg-TEQ/ L）	採水者	分析者	備考
	名　称	排水量（m3/日）						

表3　ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（ng-TEQ/ g）	試料採取者	分析者	備考
平成30年2月27日 12:10 ～ 12:15	焼却灰	採取口	1号焼却炉	平成30年3月15日	0.41	イビデンエンジニアリング 株式会社	株式会社 日吉	2
平成30年2月27日 12:20 ～ 12:25	ばいじん	採取口	1号焼却炉	平成30年3月15日	0.54	イビデンエンジニアリング 株式会社	株式会社 日吉	3

備考1　報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
3　規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
4　2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
5　排出ガスにあっては表1、排出水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること
6　排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
7　2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
8　表3の試料の種別としては、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。
9　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

都　道　府　県　知　事
市　　　　　　　　長様

2015 年　12 月　25日

住所　岐阜県大垣市新田町5丁目22番地

報告者　　株式会社　研　木　村

氏名　代表取締役　木村順一

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します

表1　排出ガス

採取年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	排出ガス量（m^3N/h）	排出ガス中の酸素濃度（%）	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m3N)	試料採取者	分析者	備考
平成27年12月4日 8:30 ～ 12:30	（湿り）19200 （乾き）16000	18.7	採取口	1号焼却炉	平成27年12月21日	0.34	イビデンエンジニアリング　株式会社	株式会社　日吉	1

表2　排出水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（pg-TEQ/ L）	採水者	分析者	備考
	名　称	排水量（m3/日）						

表3　ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果（ng-TEQ/ g）	試料採取者	分析者	備考
平成27年12月7日 13:00 ～ 13:10	焼却灰	採取口	1号焼却炉	平成27年12月21日	0.0092	イビデンエンジニアリング　株式会社	株式会社　日吉	2
平成27年12月7日 13:10 ～ 13:20	ばいじん	採取口	1号焼却炉	平成27年12月21日	0.022	イビデンエンジニアリング　株式会社	株式会社　日吉	3

備考1　報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。

3　規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。

4　2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。

5　排出ガスにあっては表1、排出水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること

6　排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

7　2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

8　表3の試料の種別としては、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。

9　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

試験成績書

発行番号 HRM0000553-001
発行日 平成27年12月21日

環境計量証明事業（濃度登録第６号）
環境計量証明事業（[illegible]）
環境計量証明事業（[illegible]）
環境計量証明事業（[illegible]）
株式会社日吉
技術部
環境計量士 山本 司
〒523-8555
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL 0748-32-5001（直通）
FAX 0748-32-4192

株式会社 研木村 様

貴依頼による試験の結果を次のとおり報告いたします。

対象	排ガス中のダイオキシン類濃度測定
採取場所及び試料名	1号焼却炉 排ガス
試料採取日	平成27年12月4日 8:30 ～ 12:30
試料採取会社	イビデンエンジニアリング 株式会社
試料搬入	平成27年12月9日 郵送受け取り
測定方法	ケイラックス®アッセイ［ 平成17年環境省告示第92号第1の1 ］

Total ダイオキシン類(PCDDs+PCDFs+コプラナーPCBs)分析結果

項目	実測濃度（酸素換算値） ng/m3N	試料における定量下限値 ng/m3N	試料における検出下限値 ng/m3N	測定量（毒性等量） ng-TEQ/m3N
Total ダイオキシン類 (PCDDs + PCDFs + ｺﾌﾟﾗﾅｰ-PCBs)	1.5	0.047	0.023	0.34

・分析期間は、 平成27年12月9日 ～ 平成27年12月21日 です。

測定量への算出方法	・測定量（毒性等量） ＝ 実測濃度 × 換算係数 換算係数 ： 0.221 （排ガス）

【備考】

1. 実測濃度中の括弧付きの数値は、検出下限以上定量下限値未満の濃度であることを示す。
2. 実測濃度の"ND"は、検出下限値未満であることを示す。
3. 測定量（毒性等量）"零"は、定量下限値未満であることを示す。
4. 「測定量への算出方法」とは、予め多検体のHRGC/HRMS法によって測定された試料について本生物検定法による測定を行い、両法における相関関係を求め、その回帰式の傾きを換算係数として、実測濃度から測定量（毒性等量）を算出した。
5. 本測定方法は、JIS K 0463(2009)「アリル炭化水素受容体結合レポーター遺伝子アッセイ通則 -ダイオキシン類のAhRアッセイ(平成21年3月20日制定）」に従っている。
6. 排ガス中のダイオキシン類濃度は、酸素12%換算値である。

試験成績書

発行番号	HRM0000553-002
発行日	平成27年12月21日

環境計量証明事業（濃度登録第6号）
環境計量証明事業（騒音登録第9号）
環境計量証明事業（振動登録第6号）
環境計量証明事業（第0-3-0-1号）

株式会社日吉
技術部
環境計量士 山本 司
〒523-8555
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL 0748-32-5001（直通）
FAX 0748-32-4192

株式会社 研木村　様

貴依頼による試験の結果を次のとおり報告いたします。

対象	ばいじん及び燃え殻中のダイオキシン類濃度測定
採取場所及び試料名	焼却灰
試料採取日	平成27年12月7日　13:00 ～ 13:10
試料採取会社	イビデンエンジニアリング 株式会社
試料搬入	平成27年12月9日　郵送受け取り
測定方法	ケイラックス®アッセイ［ 平成17年環境省告示第92号第1の1 ］

Total ダイオキシン類(PCDDs+PCDFs+コプラナーPCBs)分析結果

項目	実測濃度 ng/g	試料における定量下限値 ng/g	試料における検出下限値 ng/g	測定量（毒性等量） ng-TEQ/g	基準値（毒性等量） ng-TEQ/g
Total ダイオキシン類 (PCDDs + PCDFs + コプラナーPCBs)	0.029	0.0074	0.0037	0.0092	3

・分析期間は、　平成27年12月9日　～　平成27年12月21日　です。

測定量への算出方法	・測定量（毒性等量） ＝ 実測濃度 × 換算係数 換算係数 ：　0.318　（ばいじん及び燃え殻）

【備考】

1. 実測濃度中の括弧付きの数値は、検出下限以上定量下限値未満の濃度であることを示す。
2. 実測濃度の"ND"は、検出下限値未満であることを示す。
3. 測定量（毒性等量）"零"は、定量下限値未満であることを示す。
4. 「測定量への算出方法」とは、予め多検体のHRGC/HRMS法によって測定された試料について本生物検定法による測定を行い、両法における相関関係を求め、その回帰式の傾きを換算係数として、実測濃度から測定量（毒性等量）を算出した。
5. 本測定方法は、JIS K 0463(2009)「アリル炭化水素受容体結合レポーター遺伝子アッセイ通則 -ダイオキシン類のAhRアッセイ(平成21年3月20日制定)」に従っている。

試 験 成 績 書

発行番号　HRM0000553-003
発行日　平成27年12月21日

環境計量証明事業（濃度登録第６号）
環境計量証明事業（騒音登録第９号）
環境計量証明事業（振動登録第６号）
環境計量証明事業（第０３－０１号）
株式会社日吉
技術部
環境計量士 山本 司
〒523-8555
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL 0748-32-5001（直通）
FAX 0748-32-4192

株式会社 砺木村　様

貴依頼による試験の結果を次のとおり報告いたします。

対象	ばいじん及び燃え殻中のダイオキシン類濃度測定
採取場所及び試料名	ばいじん
試料採取日	平成27年12月7日　13:10 ～ 13:20
試料採取会社	イビデンエンジニアリング 株式会社
試料搬入	平成27年12月9日　郵送受け取り
測定方法	ケイラックス®アッセイ [平成17年環境省告示第92号第1の1]

Total ダイオキシン類(PCDDs+PCDFs+コプラナーPCBs)分析結果

項目	実測濃度 ng/g	試料における定量下限値 ng/g	試料における検出下限値 ng/g	測定量（毒性等量） ng-TEQ/g	基準値（毒性等量） ng-TEQ/g
Total ダイオキシン類 (PCDDs + PCDFs + コプラナーPCBs)	0.071	0.0072	0.0036	0.022	3

・分析期間は、　平成27年12月9日　～　平成27年12月21日　です。

測定量への算出方法	・測定量（毒性等量） ＝ 実測濃度 × 換算係数 換算係数 ：　0.318　（ばいじん及び燃え殻）

【備考】

1. 実測濃度中の括弧付きの数値は、検出下限以上定量下限値未満の濃度であることを示す。
2. 実測濃度の"ND"は、検出下限値未満であることを示す。
3. 測定量（毒性等量）"零"は、定量下限値未満であることを示す。
4. 「測定量への算出方法」とは、予め多検体のHRGC/HRMS法によって測定された試料について本生物検定法による測定を行い、両法における相関関係を求め、その回帰式の傾きを換算係数として、実測濃度から測定量（毒性等量）を算出した。
5. 本測定方法は、JIS K 0463(2009)「アリル炭化水素受容体結合レポーター遺伝子アッセイ通則 −ダイオキシン類のAhRアッセイ(平成21年3月20日制定)」に従っている。

様式第6（第8条関係）

ダイオキシン類測定結果報告書

都　道　府　県　知　事
市　　　　　　　　　長 様

2018 年　12 月　26日

報告者　住所　岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
株式会社　研　木　村
氏名　代表取締役　木村順一
（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

　ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します

表1　排出ガス

採取年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	排出ガス量 (m^3N/h)	排出ガス中の酸素濃度 (%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果(ng-TEQ/m3N)	試料採取者	分析者	備考
平成26年12月4日 8:30 ～ 10:30	(湿り) 19600 (乾き) 16300	18.3	採取口	1号焼却炉	平成26年12月22日	0.053	イビデンエンジニアリング 株式会社	株式会社 日吉	1

表2　排出水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/ L)	採水者	分析者	備考
	名　称	排水量 (m3/日)						

表3　ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/ g)	試料採取者	分析者	備考
平成26年12月5日 8:10	焼却灰	採取口	1号焼却炉	平成26年12月22日	0.0070	イビデンエンジニアリング 株式会社	株式会社 日吉	2

備考1　報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
3　規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
4　2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
5　排出ガスにあっては表1、排出水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること
6　排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
7　2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
8　表3の試料の種別としては、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物（処理方法）の別を記載すること。
9　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

試 験 成 績 書

発行番号 HPM0000507-001
発行日 平成26年12月22日

環境計量証明事業（濃度登録第6号）
環境計量証明事業（[illegible]）
環境計量証明事業（[illegible]）
環境計量証明事業（第0 3 - 0 [illegible]）
株式会社日吉
技術部
環境計量士 山本 司
〒523-8555
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL 0748-32-5001（直通）
FAX 0748-32-4192

株式会社 研木村 様

貴依頼による試験の結果を次のとおり報告いたします。

対象	排ガス中のダイオキシン類濃度測定
採取場所及び試料名	1号焼却炉 排ガス
試料採取日	平成26年12月4日 8:30 ～ 10:30
試料採取会社	イビデンエンジニアリング 株式会社
試料搬入	平成26年12月9日 郵送受け取り
測定方法	ケイラックス®アッセイ［ 平成17年環境省告示第92号第1の1 ］

Total ダイオキシン類(PCDDs+PCDFs+コプラナーPCBs)分析結果

項目	実測濃度 (酸素換算値) ng/m3N	試料における定量下限値 ng/m3N	試料における検出下限値 ng/m3N	測定量 (毒性等量) ng-TEQ/m3N
Total ダイオキシン類 (PCDDs + PCDFs + ｺﾌﾟﾗﾅｰPCBs)	0.24	0.15	0.076	0.053

・分析期間は、 平成26年12月9日 ～ 平成26年12月22日 です。

測定量への算出方法	・測定量(毒性等量) = 実測濃度 × 換算係数 換算係数 : 0.221 (排ガス)

【備考】

1. 実測濃度中の括弧付きの数値は、検出下限以上定量下限値未満の濃度であることを示す。
2. 実測濃度の"ND"は、検出下限値未満であることを示す。
3. 測定量(毒性等量)"零"は、定量下限値未満であることを示す。
4. 「測定量への算出方法」とは、予め多検体のHRGC/HRMS法によって測定された試料について本生物検定法による測定を行い、両法における相関関係を求め、その回帰式の傾きを換算係数として、実測濃度から測定量(毒性等量)を算出した。
5. 本測定方法は、JIS K 0463(2009)「アリル炭化水素受容体結合レポーター遺伝子アッセイ通則」として交付されたものです。(平成21年3月20日制定)
6. 排ガス中のダイオキシン類濃度は、酸素12%換算値である。

試 験 成 績 書

発行番号　HPM0000507-002
発行日　平成26年12月22日

環境計量証明事業（濃度登録第６号）
環境計量証明事業（騒音登録第9号）
環境計量証明事業（振動登録第8号）
環境計量証明事業（第０３－０１号）
株式会社日吉
技術部
環境計量士 山本 司
〒523-8555
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL 0748-32-5001（直通）
FAX 0748-32-4192

株式会社 斫木村　様

貴依頼による試験の結果を次のとおり報告いたします。

対象	ばいじん及び燃え殻中のダイオキシン類濃度測定
採取場所及び試料名	焼却灰
試料採取日	平成26年12月5日　8:10
試料採取会社	イビデンエンジニアリング 株式会社
試料搬入	平成26年12月9日　郵送受け取り
測定方法	ケイラックス®アッセイ [平成17年環境省告示第92号第1の1]

Total ダイオキシン類(PCDDs+PCDFs+コプラナーPCBs)分析結果

項目	実測濃度 ng/g	試料における定量下限値 ng/g	試料における検出下限値 ng/g	測定量 (毒性等量) ng-TEQ/g	基準値 (毒性等量) ng-TEQ/g
Total ダイオキシン類 (PCDDs + PCDFs + コプラナーPCBs)	0.022	0.0072	0.0036	0.0070	3

・分析期間は、　平成26年12月9日　～　平成26年12月22日　です。

測定量への算出方法	・測定量（毒性等量）＝ 実測濃度 × 換算係数 換算係数 ：　0.318　（ばいじん及び燃え殻）

【備考】

1. 実測濃度中の括弧付きの数値は、検出下限以上定量下限値未満の濃度であることを示す。
2. 実測濃度の"ND"は、検出下限値未満であることを示す。
3. 測定量（毒性等量）"零"は、定量下限値未満であることを示す。
4. 「測定量への算出方法」とは、予め多検体のHRGC/HRMS法によって測定された試料について本生物検定法による測定を行い、両法における相関関係を求め、その回帰式の傾きを換算係数として、実測濃度から測定量（毒性等量）を算出した。
5. 本測定方法は、JIS K 0463(2009)「アリル炭化水素受容体結合レポーター遺伝子アッセイ通則」として交付されたものです。(平成21年3月20日制定)

分 析 結 果 報 告 書

第　S-11-140166　号
総数　1　枚　1　頁
平成 26 年 12 月 15 日

株式会社 斫木村　　殿

計量証明事業者
イビデンエンジニアリング株式会社
〒503-0917　岐阜県大垣市神田町2丁目1番地
計量証明事業所
[登録番号]　岐阜県知事登録　濃度第3号
[区　　分]　濃度に係る計量証明の事業
イビデンエンジニアリング株式会社
環境技術事業部
〒503-0973　岐阜県大垣市木戸町1122番地
TEL (0584)75-3238　FAX (0584)75-3239
環境計量士　（第　2889号）　阿垣　勝人

ご依頼のありました試料について分析した結果は下記の通りです。

試料の名称	焼却灰		
採取場所	灰集積場		
採取日時	平成 26 年 12 月 5 日　　8 時 10 分	採取者名	種田　圭佑
受付年月日	平成 26 年 12 月 5 日	受付方法	採取
試験実施日	平成 26 年 12 月 5 日　～　平成 26 年 12 月 15 日		
（注）　収集および持込試料の場合は依頼者のお申出により記入しました。			

対 象 物 質	検 定 値	単位	基準値※)	検 定 方 法
水銀又はその化合物	0.0005未満	mg/L	0.005以下	S46 環告第59号付表1
カドミウム又はその化合物	0.01未満	mg/L	0.3以下	JIS K 0102-55.4
鉛又はその化合物	0.01	mg/L	0.3以下	JIS K 0102-54.4
六価クロム化合物	0.09	mg/L	1.5以下	JIS K 0102-65.2.1
砒素又はその化合物	0.01未満	mg/L	0.3以下	JIS K 0102-61.4
シアン化合物	0.01未満	mg/L	1以下	JIS K 0102-38.3
セレン又はその化合物	0.01未満	mg/L	0.3以下	JIS K 0102-67.4
1,4-ジオキサン	0.05未満	mg/L	0.5以下	S46 環告第59号付表7
ほう素及びその化合物	0.10未満	mg/L	－	JIS K 0102-47.3
溶出液pH	12.5(21℃)	－	－	JIS K 0102-12.1
含水率	0.10	%	85以下	重量法(105℃)
熱灼減量	1.47	%	15以下	重量法(600℃)

検定方法:産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法
　　　　(昭和48年環境庁告示第13号)
※):埋立処分に係る基準値を示す。

試 験 成 績 書

発行番号　HNL0000829-001
発行日　平成25年11月27日

環境計量証明事業（濃度登録第6号）
環境計量証明事業（騒音登録第　号）
環境計量証明事業（振動登録第　号）
環境計量証明事業（第0 3 - 0 1 1）
株式会社日吉
技術部
環境計量士 山本 司
〒523-8555
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL 0748-32-5001（直通）
FAX 0748-32-4192

株式会社 斫木村　様

貴依頼による試験の結果を次のとおり報告いたします。

対象	排ガス中のダイオキシン類濃度測定
採取場所及び試料名	1号焼却炉　排ガス
試料採取日	平成25年11月13日　　8:35　～　11:35
試料採取会社	イビデンエンジニアリング　株式会社
試料搬入	平成25年11月16日　　郵送受け取り
測定方法	ケイラックス®アッセイ［ 平成17年環境省告示第92号第1の1 ］

Total ダイオキシン類(PCDDs+PCDFs+コプラナーPCBs)分析結果

項目	実測濃度 (酸素換算値) ng/m3N	試料における 定量下限値 ng/m3N	試料における 検出下限値 ng/m3N	測定量 (毒性等量) ng-TEQ/m3N
Total ダイオキシン類 (PCDDs + PCDFs + コプラナーPCBs)	3.7	0.015	0.0073	0.81

・分析期間は、　平成25年11月16日　～　平成25年11月27日　　です。

測定量への算出方法	・測定量(毒性等量) ＝ 実測濃度 × 換算係数 換算係数　：　0.221　　(排ガス)

【備考】

1. 実測濃度中の括弧付きの数値は、検出下限以上定量下限値未満の濃度であることを示す。
2. 実測濃度の"ND"は、検出下限値未満であることを示す。
3. 測定量(毒性等量)"零"は、定量下限値未満であることを示す。
4. 「測定量への算出方法」とは、予め多検体のHRGC/HRMS法によって測定された試料について本生物検定法による測定を行い、両法における相関関係を求め、その回帰式の傾きを換算係数として、実測濃度から測定量(毒性等量)を算出した。
5. 本測定方法は、JIS K 0463(2009)「アリル炭化水素受容体結合レポーター遺伝子アッセイ通則」として交付されたものです。(平成21年3月20日制定)
6. 排ガス中のダイオキシン類濃度は、酸素12%換算値である。

試 験 成 績 書

発行番号	HNL0000829-002
発行日	平成25年11月27日

環境計量証明事業（濃度登録第６号）
環境計量証明事業（騒音登録第[illegible]号）
環境計量証明事業（振動登録第[illegible]号）
環境計量証明事業（第０３－０[illegible]号）

株式会社日吉
技術部
環境計量士 山本 司
〒523-8555
滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL 0748-32-5001（直通）
FAX 0748-32-4192

株式会社 斫木村　様

貴依頼による試験の結果を次のとおり報告いたします。

対象	ばいじん及び燃え殻中のダイオキシン類濃度測定
採取場所及び試料名	焼却灰
試料採取日	平成25年11月14日　16:00
試料採取会社	イビデンエンジニアリング　株式会社
試料搬入	平成25年11月16日　郵送受け取り
測定方法	ケイラックス®アッセイ［ 平成17年環境省告示第92号第1の1 ］

Total ダイオキシン類(PCDDs+PCDFs+コプラナーPCBs)分析結果

項目	実測濃度 ng/g	試料における定量下限値 ng/g	試料における検出下限値 ng/g	測定量（毒性等量） ng-TEQ/g	基準値（毒性等量） ng-TEQ/g
Total ダイオキシン類 (PCDDs + PCDFs + コプラナーPCBs)	0.017	0.0027	0.0014	0.0055	3

・分析期間は、　平成25年11月16日　～　平成25年11月27日　です。

測定量への算出方法	・測定量（毒性等量） ＝ 実測濃度 × 換算係数 換算係数 ：　0.318　（ばいじん及び燃え殻）

【備考】

1. 実測濃度中の括弧付きの数値は、検出下限以上定量下限値未満の濃度であることを示す。
2. 実測濃度の"ND"は、検出下限値未満であることを示す。
3. 測定量（毒性等量）"零"は、定量下限値未満であることを示す。
4. 「測定量への算出方法」とは、予め多検体のHRGC/HRMS法によって測定された試料について本生物検定法による測定を行い、両法における相関関係を求め、その回帰式の傾きを換算係数として、実測濃度から測定量（毒性等量）を算出した。
5. 本測定方法は、JIS K 0463(2009)「アリル炭化水素受容体結合レポーター遺伝子アッセイ通則」として交付されたものです。（平成21年3月20日制定）